

桜井市大規模災害時行動マニュアル

1. 基本方針

議会は、桜井市議会基本条例に基づき、市民全体の福祉の向上及び市政の発展をいつ如何なる時も滞りさせてはならない責務があり、大規模災害（地震等）時にあっては、被災市民の救済と被害復旧のために、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められている。

このため本市議会は、大規模災害時の議会としての対応を次のとおり定める。

- 1) 議会は、桜井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急復旧活動が実施できるよう、側面から必要な協力、支援を行うこと。
- 2) 議会は、上記対応を踏まえ、議長を中心として災害対策本部と連携しながら災害対応の役割を果たすこと。
- 3) 広域的な応援体制の必要があると判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ること。

2. 大規模災害の定義

この指針でいう大規模災害とは、

- ①市内で震度5強以上の揺れを観測したとき。
- ②市域に相当規模の災害が発生、又は発生が予想され議長が必要と認めたとき。

3. 議会及び議員の行動指針

1) 側面支援の原則

大規模災害が発生したとき、市は、市長を本部長とした「桜井市災害対策本部」を設置し、各部署へ直線的な指揮命令系統で応急、復旧活動にあたる。

議会及び議員は、議事・決議機関としての役割が基本であり、その範囲で災害対応することが基本であることを踏まえ、市の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとする。

2) 発生時の市議会及び議員の行動

◆会議開会中に発生した場合

- ・議長（委員長）は、直ちに本会議（委員会）を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、傍聴者等の避難誘導その他安全確保のための指示をする。
- ・議員は、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。

◆会議閉会時（休会日）に発生した場合

①連絡体制の確立

- ・議長は登庁し、議会事務局に連絡体制の確立を指示する。
- ・議員は、速やかに自らの安否等を議会事務局へ連絡する。これを受け、議会事務局は、議長に報告する。
- ・議員は、常にその居場所又は、連絡場所を明らかにし、議会事務局との連絡対

制を確立する。

②地域での活動

- ・議員は、自身の安全確保を行った上、率先避難を前提に被災者の安全確保、避難誘導等、地域の一員として協力するよう努める。

③地域での情報収集

- ・議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、議長もしくは、議会事務局に報告する。
- ・議長は、議会事務局に指示し、災害情報を議員に提供する。

3) 議会の対応

- ・議長（議会事務局）は、各議員から寄せられた情報を取りまとめ、執行機関に伝達するとともに、必要な情報を各議員に提供する。
- ・議長は、必要と判断した場合、議員を参集する。
- ・議長が職務執行不能の場合、副議長がこれを代行する。
- ・副議長が職務執行不能の場合、議会運営、総務、文教厚生、産業建設の委員会の順で委員長がその任に当たるものとする。

4. 災害対策本部が設置された場合の対応イメージ

